

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

101

### 規程(交)

- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………一
- 深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………一六
- 東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程の一部を改正する規程……………一六

### 規程(交)

#### ●交通局規程第二十八号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

東京都交通局長 土 潤 裕

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程(昭和四十年交通局規程第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「百元」を「百十円」に改め、同条第二項中「二百六円とする。ただし」を削り、「百七十五円」

を「百七十八円」に、「百八十六円」を「百八十九円」に、「百元」を「百六円」に改める。

第十条第一項中「七割三分二厘六毛」を「七割五分」に改め、「ただし、別表第二に掲げる運行系統にあつては、基準運賃額を六十倍した額の七割五分の額とする。」を削り、同条第二項中「五割八分五厘七毛」を「六割」に、

「基準運賃額を六十倍した額の六割(基準運賃額が三百九十円を超える場合の当該超える額については、二割)」を

「基準運賃額が三百九十円を超える場合の当該超える額については、二割」に改め、同条第三項中「五割三分七厘二毛」を「五割五分」に、「基準運賃額を六十倍した額の五割五分(基準運賃額が三百九十円を超える場合の当該超える額については、二割)」を「基準運賃額が三百九十円を

超える場合の当該超える額については、二割」に改め、同

条第六項の表中「九千二百三十円」を「九千四百五十円」に、「七千三百八十円」を「七千五百六十円」に、「六千七百七十円」を「七千三百八十円」に改め、同条第七項の表中「七千八百五十円」を「八千円」に、「六千二百八十円」を「六千四百八十円」に、「五千七百五十円」を「五千九百四十円」に改め、同条第八項の表中「九千九百十円」を「九千三百九十円」に、同条第九項の表中「九千二百三十円」を「九千四百五十円」に、「七千三百八十円」を「六千九百三十円」に改め、同条第十項の表中「九千二百円」を「九千四百五十円」に、「七千三百六十円」を「七千五百円」に、「六千七百五十円」を「六千九百三十円」に改める。

第十条の二(見出しを含む。)中「四日」を「三日」に改める。

第十七条の表中

二百十円券二十七枚百八十円券一枚つづり

五千元

を

二百十円券二十七枚百八十円券一枚つづり

五千元

二百十円券二十五枚つづり

四千五百円

九十四円券十二枚つづり

千円

に改める。

第十八条の三第一項中「規定する祝日」を「規定する休日」に改める。

第二十三条に次の二号を加える。

三十三 二百十円券二十五枚つづり











梅第77号系統 甲折返系統 (内回り)

河辺駅 北口	180	200	200	180	180	180
大門市民 センター前	180	180	180	180	180	180
霞橋		180	180	180	180	200
慶友 病院前			180	180	180	200
妙光院				180	180	200
山城橋					180	180
東青梅 三丁目						180
河辺駅 北口						

梅第77号系統 甲折返系統 (外回り)

河辺駅 北口	180	180	200	200	180	180
東青梅 三丁目	180	180	180	180	180	180
城前橋		180	180	180	180	180
妙光院			180	180	180	200
慶友 病院前				180	180	200
大門市民 センター前					180	180
霞橋						180
河辺駅 北口						

梅第77号系統 乙系統

				青梅駅前
			千ヶ瀬	180
		駒木町	180	180
	万年橋	180	180	180
青梅駅前	180	180	180	180

梅第77号系統 丙系統

					青梅駅前
				万年橋	180
			駒木町	180	180
		千ヶ瀬	180	180	180
	青梅市役所前	180	180	180	210
東青梅駅前	180	180	180	190	220



梅第77号系統 丁系統

			青梅駅前
		青梅総合 高校入口	180
	青梅 市役所前	180	180
河辺駅 南口	180	180	180

別表第二の二を次のように改める。  
別表第二の二（第九条関係）







梅第76号系統 丙系統及び梅第1号系統

												青梅駅前 仲町	
											万年橋	178	
										畑中 三丁目	178	178	
									吉野梅林	178	178	210	
								吉野	178	178	231	263	
							沢井駅 入口	178	178	220	263	305	
						御嶽駅前	178	178	210	263	305	336	
					玉堂 美術館	178	178	178	210	263	305	336	
				寒山寺	178	178	178	178	178	220	263	305	
			吉野	178	178	178	178	178	178	220	263	305	
			吉野梅林	178	178	210	210	178	178	367	409	440	472
		畑中 三丁目	178	178	220	263	263	220	220	409	451	493	514
	万年橋	178	178	231	263	305	305	263	263	440	493	525	546
青梅駅前	178	178	210	263	305	336	336	305	305	472	514	546	576

梅第77号系統 甲系統

						霞橋	河辺駅 北口
						大門市民 センター前	178
					妙光院	178	199
			青梅駅前	青梅総合 高校入口	178	178	220
		仲町	178	178	178	189	252
裏宿町	178	178	178	199	210	210	273

梅第77号系統 甲折返系統 (内回り)

						河辺駅北口
					東青梅三丁目	178
				山城橋	178	178
			妙光院	178	178	199
		慶友病院前	178	178	178	199
	霞橋	178	178	178	178	178
	大門市民センター前	178	178	178	178	178
河辺駅北口	178	199	199	178	178	178

梅第77号系統 甲折返系統 (外回り)

						河辺駅北口
					霞橋	178
					大門市民センター前	199
		慶友病院前	178	178	178	199
		妙光院	178	178	178	199
		城前橋	178	178	178	178
	東青梅三丁目	178	178	178	178	178
河辺駅北口	178	178	199	199	178	178

梅第77号系統 乙系統				
				青梅駅前
			千ヶ瀬	178
		駒木町	178	178
	万年橋	178	178	178
青梅駅前	178	178	178	178

梅第77号系統 丙系統					
					青梅駅前
				万年橋	178
		駒木町	178	178	178
		千ヶ瀬	178	178	178
	青梅市役所前	178	178	178	210
東青梅駅前	178	178	178	189	220

梅第77号系統 丁系統

			青梅駅前
		青梅総合高校入口	178
	青梅市役所前	178	178
河辺駅南口	178	178	178

附則

- 1 この規程は、令和元年十月一日から施行する。
- 2 この規程の施行前に発売した定期乗車券で、この規程の施行の際現に効力を有するものは、その通用期間中なお引き続き使用することができる。

●交通局規程第二十九号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日

東京都交通局長 土 渕 裕

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程（昭和六十三年交通局規程第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項を削る。

第四条第一項中「IC規程」を「東京都乗合自動車ICカード取扱規程（平成十九年交通局規程第六号。以下「IC規程」という。）」に改める。

附則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

●交通局規程第三十号

東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年九月二十四日



東京都交通局長 土 渕 裕

東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車による旅客運送に関する定期乗車券の特例を定める規程（平成十六年交通局規程第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「四日」を「三日」に改める。

附 則

この規程は、令和元年十月一日から施行する。

発行

東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月 五〇円  
六、六〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

